

十日町市建築物等における木材利用推進に関する基本方針

平成 24 年 8 月 8 日

最終改正令和 4 年 3 月 31 日

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、新潟県が定めた「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（令和4年1月7日）に即して、法第12条第2項に掲げる建築物の木材利用の促進に関する基本的事項を定めるものである。

（目的）

第1 本市は、豊富な森林資源に恵まれているものの、木材産業の低迷が続き、手入れ不足等により森林の持つ公益的機能の低下が懸念されることから、建築物等において、市産材、県産材の使用を推進することにより地域の林業、木材関連産業の振興を図るとともに、適正に森林を整備することにより地球温暖化防止など森林の有する公益的機能の維持、向上を図り、併せて再生産可能な木材を積極的に活用することにより脱炭素社会の実現への貢献や、循環型社会の構築を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- （1）「建築物等」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（付帯施設・設備含む）及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいう。
- （2）「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- （3）「民間建築物等」とは、国又は地方公共団体以外の者が整備する住宅や事務所・店舗などの非住宅の建築物（付帯施設・設備含む）及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいう。
- （4）「公共土木工事」とは、公共発注土木工事をいう。
- （5）「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- （6）「木造化」とは、市有施設の建築にあたり、構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部に木材を利用することをいう。
- （7）「木質化」とは、建築物の内装、外壁等及び工作物に木材を利用することをいう。
- （8）「市産材」とは、十日町市内における森林から生産された木材をいう。
- （9）「県産材」とは、新潟県内における森林から生産された木材をいう。
- （10）「木質バイオマス」とは、木質系の再生可能な生物由来の有機性資源のことをいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、市有施設及び民間建築物等における市産材又は県産材の利用を推進する。

(市有施設及び公共土木工事における木材の利用の目標)

第4 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、高さ16m以下かつ地上3階建て以下で、延べ床面積が3,000㎡以下の公共建築物及びこれに付属する工作物について、木造化に努める。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
- (3) その他、木造することに困難な理由があるもの。

2 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる木質化を図る部分について、可能な限り木質化に努める。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、市産材及び県産材の使用に努める。

4 市有施設の造作家具や備品類には、市産材及び県産材を用いた製品の使用に努める。

5 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする設備の導入に努める。

6 市有施設における木質バイオマスの利用にあたっては、市産材及び県産材を用いた製品の使用に努める。

7 市の発注する公共土木工事においては、景観・周辺の調和等の面から木材の使用が適当な場合、市産材及び県産材の使用に努める。

(関係団体等への要請)

第5 市は、市関係団体等が行う施設整備について、この方針の目的を踏まえて、市産材及び県産材の利用を要請する。

2 市は、林業事業体、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

(広報及び普及活動)

第6 市は、市民に対して建築物等における木材利用の意義や木材の持つ良さなどの普及啓発に努める。

2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材利用の意義や木材の持つ良さを知ることができるよう、当該施設の広報及び普及に努める。

(適用)

第7 この方針は、令和4年4月1日から適用する。

別表（市有施設）

	建築物の用途	建築物の仕上げ等に木質化を図る部分
公 共 建 築 物	・ 小学校、中学校 ・ 保育園 ・ 福祉施設 ・ 医療施設 ・ スポーツ・文化施設 ・ 公営住宅 ・ 庁舎 ・ 観光・交流施設 ・ 公園施設 等	・ 玄関ホール、ロビー、廊下、トイレ、主 要な居室等の床、壁、天井材 ・ 庇や軒裏、ピロティの天井材 ・ 雨よけがある部分の外壁材 等
工 作 物	・ 建築物に付帯する案内板、デッキ、パーゴラ、ベンチ 等	

※木材の利用にあたっては、次の点に留意する。

- ・ 防火地域等に指定されている地域や建築物の用途によっては、建築基準法の耐火、準耐火建築物要求や、内装制限の規定を受けるものがある。
- ・ 木材を外部や湿気が多くなると想定される部分に使用する場合は、耐久性のある樹種の選定や防腐、防蟻対策等に配慮する。